

刑訴法等改悪と共謀罪 — えん罪はさらに増える —

日時：2016年12月15日(木)

18時15分～21時 (開場 18時)

場所：文京区民センター 3A会議室 (文京区本郷4-15-14)

参加費：500円

趣旨

今年5月、盗聴法（通信傍受法）の拡大と、司法取引の導入、取調べ録音・録画（可視化）等を含む刑事訴訟法の改悪法が、冤罪被害者をはじめとする多くの市民・法律家の強い反対を押し切って強行採決されました。本法が認める取調べの「部分可視化」が、えん罪を激増させる危険のあることが、4月8日の宇都宮地裁の今市事件判決で誰の目にも明らかになりました。

また政府は、過去3度にわたって強い反対のうえ廃案になった「共謀罪」の創設法案（組織犯罪処罰法改正案）を、これまでの批判をかかわすかのような条文修正をしたうえ、“対テロ対策”などと仮装して来年の通常国会に提出しようとしています。しかし、本法案は、犯罪の「相談」があったと当局が認めれば処罰できるものであり、市民団体などの活動を容易に規制できる「現代の治安維持法」と言わすべき憲法違反の法案です。改憲を企む安倍政権の下、国会提出を絶対に阻止しなければなりません。

本集会では、『刑法と戦争—戦時治安法制のつくり方』（2015年）、『治安維持法の教訓—権利運動の制限と憲法改正』（2016年）などの著書のある内田博文教授に刑訴法等改悪と共謀罪の危険性についてご講演をいただき、また今市事件の弁護人・一木明弁護士にご報告をいただいて、改悪された刑訴法を廃止させ、運用させないたたかい、共謀罪を創設させないたたかいの力を総結集します。

ぜひご参加ください！

プログラム

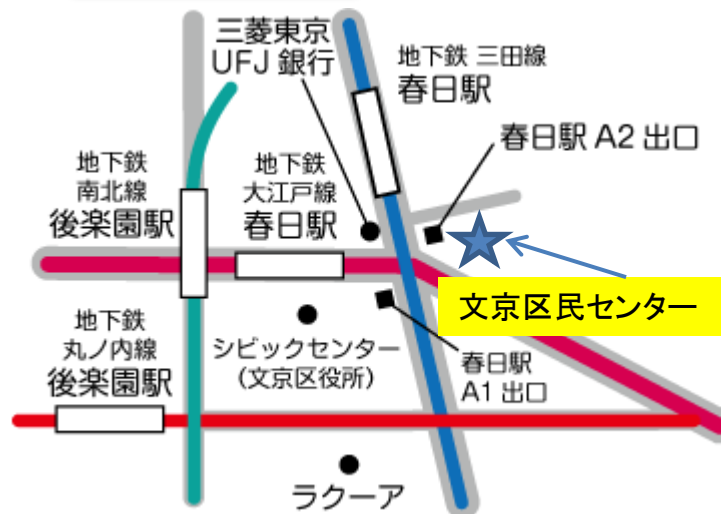
講演 内田博文さん

神戸学院大学・九州大学名誉教授

提起 一木明さん

弁護士(今市事件弁護団)

アクセス



＝共催＝

【法律家5団体】 社会文化法律センター／青年法律家協会弁護士学者合同部会／
日本国際法律家協会／日本民主法律家協会／自由法曹団

【市民2団体】 盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会／盗聴法廃止ネットワーク

【お問い合わせ先】 櫻井司法研究所

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12高田馬場ビル505号室

TEL:080-6550-4669 FAX:03-6278-9798